

健難発1122第5号
令和元年11月22日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公印省略)

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」
の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号。以下「法」という。）が令和元年11月22日に公布され、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第73号。以下「施行規則」という。）とともに、同日に施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、補償金の支給事務を行うこととなりますが、法の円滑な施行に向けて、貴会におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 制度の周知

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。

貴会におかれても、例えば、管下の医療機関等でのリーフレット（別添1）の配布や、メールマガジン等による厚生労働省の相談窓口の案内等を行っていただくなど、制度の周知に御協力いただきますようお願いいたします。

2. 請求者に係る記録の調査等

法において、厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行うこととされており、当該者

は、厚生労働大臣に、請求書を提出しなければならないこととされています。請求書には、請求者と一定の家族関係を有したことがある者がハンセン病元患者（法第2条第1項に規定する「ハンセン病元患者」をいう。以下同じ。）であることを証明することができる書類を添付する必要があります。らい予防法（昭和28年法律第214号）が施行されていた当時、ハンセン病療養所以外の医療機関を受診していたハンセン病患者も存在していることから、ハンセン病の治療に係るカルテや診断書等の記録が当該医療機関に残っている可能性があります。また、当該医療機関に記録が残っていても、在職している医師や職員から当該請求者がハンセン病に罹患していた事実に関する証言が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。各医療機関において、請求者からカルテ等の請求を受けた場合には、可能な限り速やかに関係資料を提供していただきますようお願いいたします。

なお、請求者への関係書類の提供に当たっては、本人（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第8項に規定する「本人」をいう。）の同意が得られていることを確認するなどの個人情報保護法に則った対応により、ハンセン病元患者のプライバシーの保護に十分配慮いただくようお願いいたします。

3. 医師の意見書の作成等

施行規則において、補償金を請求する際には、請求者は、「請求に係るハンセン病元患者が法第2条第1項各号に掲げる者に該当することを証明することができる書類」を請求書に添付することとされており、請求者は、施行規則第4条第4号各号に規定する金銭の支払を受けたことを証明することができる資料や、請求に係るハンセン病元患者が平成8年3月31日までの間にハンセン病療養所に入所していたことを証明することができる在園証明書等を提出する必要があります。

他方で、前述の金銭の受給歴やハンセン病療養所への入所歴がないハンセン病元患者がいることも否定できないため、万が一、上述の書類が提出できない場合には、ハンセン病元患者のハンセン病の発病歴及び発病時期に関する医師の意見書の提出を求めることとしております。

各医療機関におかれては、請求者から求めがあった場合には、可能な限り意見書の作成又はハンセン病を専門とする医師の紹介に御協力をよろしく願います。なお、ハンセン病を専門とする医師については、必要に応じ、国立ハンセン病療養所にお問い合わせください。

あわせて、意見書の作成等に当たっては、請求者のプライバシー保護に十分配慮いただくようお願いいたします。

別添1：ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料
(関係法令・通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するQ&A

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

(照会先)

厚生労働省健康局難病対策課

ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

電話：03-5253-1111 (内線 2148、2151)

直通：03-3595-2239

担当：秋山、山形